

保護者様

足立区教育委員会

教育長 大山 日出夫

「インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症 登校・登園・登室届」の使用開始について

日頃より足立区教育委員会並びに教育・保育行政にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

この度、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が感染症法上5類となり、学校保健安全法施行規則の一部が改正されました。これを受けまして、新型コロナウイルス感染症感染後の登校・登園・登室再開にあたっては、「インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症 登校・登園・登室届」を学校・保育施設等に提出することといたします。

つきましては、ご理解ご協力の程よろしくようお願い申し上げます。

<新型コロナウイルス感染症に感染した場合の登校・登園・登室届>

1 令和5年5月31日（水）まで

保護者記入の「登校・登園・登室届」の空欄に「新型コロナウイルス感染症」と記入し、学校・保育施設等へ提出していただくようお願いいたします。



2 令和5年6月1日（木）以降

「インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症 登校・登園・登室届」に必要事項を記載し、学校・保育施設等へ提出していただくようお願いいたします。

※ 太枠内は医療機関による記入をお願いしております。医療機関による記入ができない場合は、すべて保護者が記入しても構いません。

※ 新様式は5月下旬から足立区ホームページよりダウンロードいただけます。

(こちらから該当ページにアクセスできます→)



※ インフルエンザの場合もこの「インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症 登校・登園・登室届」を使用してください。ただし、入院を伴う等症状が重い場合は、医療機関が記入した「登校・登園・登室許可証」の提出をお願いします。

【問い合わせ】学務課 学校保健係 江北桜中学校

電話 03-3880-5971 電話 03-3854-1191